

# 全国介護保険指導監督担当者会議

平成20年5月21日（水）

厚生労働省老健局総務課

介護保険指導室

## 全国介護保険指導監督担当者会議日程

平成20年5月21日(水)

13:00～16:00

三田共用会議所 講堂

次 第	時 間	説 明 者
<b>開 会</b>		
<開会挨拶>	13:00～13:10 (10分)	介護保険指導室 室長 秋山 寛
<行政説明>		
1. 介護保険法の改正の概要について	13:10～13:40 (30分)	振興課課長補佐 日野 力
2. 営利法人の運営する介護サービス事業所 に対する指導監査の実施について	13:40～14:30 (50分)	介護保険指導室 特別介護サービス指導官 黒木 信也
(休憩)	14:30～14:40 (10分)	
3. 指導監査業務の標準化について	14:40～15:30 (50分)	介護保険指導室 特別介護保険指導官 新井 信義
4. 質疑応答	15:30～16:00 (30分)	
<閉会挨拶>		介護保険指導室 室長補佐 三尾谷 和夫
<b>閉 会</b>		

# 全国介護保険指導監督担当者会議

○平成20年5月21日(水)  
○三田共用会議所 講堂

座席は全席指定となっております。事前登録のない方には傍聴をお断りすることがございますのでご了承ください。

(舞台)

## 説明者

### 机2台に6人掛け

(出入口)

1	北海道	北海道	青森県	青森県	岩手県	岩手県	宮城県	秋田県	秋田県	山形県	福島県	福島県	茨城県	茨城県	栃木県	栃木県	群馬県	群馬県
2	埼玉県	埼玉県	千葉県	千葉県	東京都	東京都	東京都	東京都	神奈川県	神奈川県	新潟県	新潟県	富山県	富山県	石川県	石川県	福井県	福井県
3	山梨県	山梨県	長野県	長野県	岐阜県	岐阜県	静岡県	静岡県	愛知県	愛知県	三重県	三重県	滋賀県	滋賀県	京都府	京都府	大阪府	大阪府
4	兵庫県	兵庫県	奈良県	奈良県	和歌山県	和歌山県	鳥取県	鳥取県	島根県	島根県	岡山県	岡山県	広島県	山口県	山口県	香川県	香川県	大阪府
5	徳島県	愛媛県	高知県	高知県	福岡県	福岡県	佐賀県	佐賀県	長崎県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	札幌市	札幌市
6	さいたま市	さいたま市	千葉市	千葉市	川崎市	川崎市	川崎市	横浜市	横浜市	新潟市	静岡市	静岡市	浜松市	名古屋市	名古屋市	名古屋市	大阪市	大阪市
7	堺市	堺市	神戸市	広島市	北九州市	北九州市	福岡市	福岡市	旭川市	秋田市	秋田市	郡山市	郡山市	いわき市	いわき市	宇都宮市	宇都宮市	仙台市
8	船橋市	船橋市	船橋市	横須賀市	横須賀市	相模原市	相模原市	富山市	富山市	金沢市	長野市	長野市	豊橋市	豊橋市	豊田市	豊田市	川越市	川越市
9	高槻市	東大阪市	姫路市	奈良市	奈良市	和歌山市	和歌山市	岡山市	岡山市	倉敷市	倉敷市	福山市	福山市	下関市	高松市	松山市	高知市	岡崎市
10	長崎市	大分市	大分市	鹿児島市	久留米市			柏市	柏市	関東信越厚	関東信越厚	関東信越厚	北海道厚	東北厚	東海北陸厚	東海北陸厚	中国四国厚	九州厚
11	松戸市	松戸市	( 傍 聴 席 )															
12																		
13																		

# 目 次

I	営利法人の運営する介護サービス事業所に対する指導監査 の実施について	
1	経緯等	1
2	基本的な実施方法等について	2
3	監査計画及び監査実施状況に関する報告について	6
II	指導監査業務の標準化について	
1	指導監査業務の標準化について	7
	・ 指導監査の「バラツキ」に関するアンケート結果の主な事例概要	8
2	指導指針及び監査指針の理解の徹底について	10
(参考)	指導指針に規定された実地指導の実施状況について	14
3	行政処分の実施及び程度の決定にあたっての 基本的考え方について	18
<b>別添</b>	自己点検シート（標準様式例）について	21

# I. 営利法人の運営する介護サービス事業所に対する指導監査の実施について

## 1 経緯等

株式会社コムスの不正事案を受け、介護サービス事業者による不正事案の再発を防止し、介護事業の適切な運営を確保する観点から「経済財政改革に関する基本方針2007」(平成19年6月19日に閣議決定)においては、「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」を推進することとされ、同プログラムにおいて、介護サービス事業者に対する法令遵守を徹底させるため、「平成20年度から平成24年度までの5年間で営利法人の全ての介護サービス事業所に対し指導監査を実施」することとされたところである。

### ○ 経済財政改革の基本方針2007 (平成19年6月19日閣議決定) (抄)

#### 第3章 21世紀型行財政システムの構築

##### 1. 歳出・歳入一体改革の実現

##### 【具体的手段】

##### (2) 社会保障改革

##### ① 医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム

医療・介護サービスについて、質の維持向上を図りつつ、効率化等により供給コストの低減を図る。このため、以下の取組を盛り込んだ平成20年度から24年度までの5年間を基本とする「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」等を推進する。

### ○ 「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」(抄)

(平成19年5月15日 経済財政諮問会議 柳沢厚生労働大臣提出資料)

取組：(2) サービスの質向上・効率化

観点：9. 不正な保険医療機関、介護サービス事業者等への指導・監査の強化

主な目標・指標：平成24年度までに、営利法人の全ての介護サービス事業所に対し指導監査を実施

## 2 基本的な実施方法等について

### (1) 実施方針

前記の営利法人の運営する介護サービス事業所に対する指導監査については、各事業所における「人員、設備及び運営基準」の遵守状況の確認を行う観点から実施するものであることから、介護保険法第5章の各規定に基づく監査として実施する。

### (2) 監査計画の策定等について

当該監査については、平成20年度から平成24年度までの5か年で、営利法人が運営する全サービス事業所に対して実施する必要があることから、各都道府県及び市町村におかれては、以下の事項に留意のうえ、5か年間の監査計画（全体計画）と単年度の実施計画を策定されたい。

- ・ 全体計画の策定にあたっては、平成20年4月1日現在の営利法人が行う指定事業所数をもって、平成24年度までの各年度における監査実施対象事業者数を盛り込んだものとする。
- ・ 各年度末には当該年度の実施状況を踏まえて、次年度の計画の策定及び必要に応じて全体計画の見直しを行うこと。
- ・ 全体計画策定後に新規指定された事業所についても監査の対象となることから、適宜、各自治体において実施時期を考慮し、全体計画の見直しを行うこと。

### (3) 監査実施方法について

当該監査の実施にあたっては、多数の事業所に対し5か年で実施する必要があるが、各都道府県及び市町村の実施体制等を考慮し、書面による審査を行うなど、効率的な実施方法を検討されたい。

書面による審査については、

- ① 自己点検シート(標準様式を参考に各自治体で様式作成)により、事業所において「人員、設備及び運営基準」の遵守状況の確認を行うとともに、介護保険法第5章の各規定に基づく報告徴収として、当該シートの提出を受ける。
- ② 都道府県及び市町村において、当該シートの記載内容について点検を行った上で、必要に応じ実地検査を行う。

ことが考えられる。

については、自己点検シートを活用した監査を実施する場合の手順等をお示しするので参考にされたい。

(4) 自己点検シート（標準様式例）（案）に関する意見について

今回お示しする自己点検シート（標準様式例）（案）について、特段のご意見等がある場合には、平成20年5月28日（水）までに、当室指導係あてまで連絡をいただきたい。

各自治体からのご意見等を踏まえた見直しを行った上で、6月初旬を目処に通知する予定であるので了知されたい。

# 営利法人が行う介護サービス事業所に対する監査実施方法フローチャート

## 1. 計画の策定

- 営利法人が行う全ての介護サービス事業所に対する監査に係る5か年間計画(平成20年度～平成24年度)を策定
  - 当該年度における年次計画の策定
- 当該年度における対象事業所の選定

監査計画  
について  
厚労省に  
提出

## 2. 計画に基づいた監査の実施

〔 実地に監査を  
行う場合 〕

〔 自己点検シートを活用した監査を行う場合 〕

### 自己点検シートの記載及び提出の指示

- 各自治体において、自己点検シートの標準例を参考に、点検シート様式を作成
- 監査対象事業所に対して、介護保険法第5章の各規定に基づく報告徴収として、様式を送付するとともに、期限を定めて当該様式への記載及び提出を指示

### 自己点検シートの受理及び内容の審査

- 報告(自己点検シート)の受理・記載内容の確認・審査

基準上の問題点又は疑義  
が認められる事業所

問題点等が認められない  
又は問題点の改善が見  
込まれる事業所

### 立入検査

基準違反・虚偽  
報告等が確認  
された場合

基準違反等が確  
認されない場合

各自治体の判断に  
より、報告内容の  
確認を行うための  
立入検査を実施

監査結果  
の通知

## 3. 改善勧告・行政処分等

基準違反等の程度に応じ、改善勧告  
又は効力の停止・指定取消等の処分

- 監査の実施状況等に応じて、次年度の監査計画の見直し
- 監査実施結果等について、厚生労働省に報告

### 【監査対象事業所に対する自己点検シート作成及び提出指示】

- ① 各自治体において、事業者において「人員、設備及び運営基準」の遵守状況について確認を行うための自己点検シートを作成する。

自己点検シートの作成にあたっては、別添にある主なサービス種類毎の人員、設備及び運営基準に係る自己点検シートの標準様式を参考にして作成すること。

なお、標準様式については、各自治体において適宜変更しても差し支えないが、次の点に留意する等して、各自治体及び監査対象となる事業所の事務負担の軽減について、十分な配慮を願いたい。

- ・ 自治体で作成する自己点検シートの内容について、標準様式の内容と著しく乖離しないようにすること。
- ・ 自己点検シートの提出にあわせ、添付資料の提出を求める場合については、既存の資料等で対応できるような内容とすること。
- ・ 特に、複数の自治体において広域的な事業を行っている事業者については、他の自治体が実施する自己点検シートの内容と齟齬がないようにすること。

- ② 各事業者に対して、介護保険法第5章の各規定に基づく報告徴収として、自己点検シートを送付するとともに、期限を定めて当該シートの記載及び提出を指示すること。

なお、自己点検シートの提出を指示する際には、事業者に対して、虚偽の報告が認められた場合には、指定取消等の行政処分となることの周知徹底を図ること。

### 【提出された自己点検シートの内容確認】

提出された自己点検シートについて人員、設備及び運営基準上の各点検項目について、次に掲げる事案が認められるか確認すること。

また、各項目について基準に適合しない事項（「不適」となっている事項）については、その「事由」及び「改善状況」を附記することとしていることから、事業所が抱えている問題点について、改善の見込みがあるか等についても確認すること。

- ① 自己点検シートの設問による回答が「不適」となっているものがあるか。不適の場合、その「事由」及び「改善状況」の記述内容により、基準上の問題又は疑義が認められるか。
- ② 人員基準に係る記載内容並びに添付させる「既存の前1月分（特定施設は前年度分）の利用実績（利用者数、サービス提供時間数等）及び前1月分の勤務表」により人員基準上の問題又は疑義が認められるか。

#### 【必要に応じた実施検査】

自己点検シートの内容確認の結果、基準上の問題点又は疑義が認められる事業所に対しては、立入検査の実施によりその内容について検査を行うものとする。

なお、基準上の問題又は疑義が認められない事業所であっても、記載内容の確認を行うための立入検査を実施して差し支えないので、各自治体において適宜判断されたい。

また、立入検査の結果、基準違反等が認められた場合には、その内容等に応じ、改善指導、改善勧告又は効力の停止・指定取消等を検討すること。

### 3. 監査計画及び監査実施状況に関する報告について

各自治体における実施予定等を把握するため監査計画の内容について、別途報告をいただく予定にしているので、ご協力をお願いしたい。

また、営利法人の事業所に対する監査の実施状況についても、毎年度報告をいただいている監査結果等の状況報告と併せて、報告をいただく予定にしているので、ご協力をお願いしたい。

## Ⅱ. 指導監査業務の標準化等について

### 1 指導監査業務の標準化について

#### (1) 指導監査業務の標準化に関する指摘について

自治体が行う指導監督業務の標準化については、「介護事業運営の適正化に関する有識者会議報告書」（平成19年12月3日）において、「法令の規定を過度に厳格にとらえたり、介護報酬の返還のみの指導に偏っていたりするなど、各自治体や担当者ごとに判断にバラツキが見られるとの指摘もあることから、監査指導業務の標準化を図る必要がある。」との報告を受けている。

また、社会保障審議会介護保険部会の意見（平成20年2月6日）においても、制度の見直しに当たっては、「指導内容について過度なばらつきが生じないよう標準化に向けた措置を講じること。」とされているところである。

さらに、今国会の介護保険法の一部を改正する法律案の審議においても、「指定の申請時に出す書類が自治体によって違うケースがあり、また、ある自治体では保険給付が認められたが、ほかの自治体では認められなかったケース、また、ある自治体では指導を受けなかった事例が、ほかの自治体では改善勧告を受けたというようなケースがある」との指摘もされたところである。

#### (2) 指導監査業務に関するアンケート調査について

自治体の指導監査を受けている現場において、どのような事例によるバラツキが生じているのか実態を把握するため、主な居宅系介護サービス関係団体に対しアンケート調査を行ったところ、

- ① 人員、設備及び運営に関する基準以上の対応を求めている事例
- ② 事業所に対し誤った指導を行っている事例
- ③ 自治体間の連携がなされていない事例
- ④ 不適切な言動・指導が行われた事例

等が見受けられたところである。

また一方で、事業者の理解不足によりバラツキのある指導と誤認されている事例も見受けられた。

事業者団体の指導監査の「バラツキ」に関する  
アンケート結果の主な事例の概要

① 人員、設備及び運営に関する基準以上の対応を求めている事例

(指導の際に、基準以上の要件を課している)

- 生活相談員の資格要件として、社会福祉士（平成 19 年 4 月以降は介護福祉士も可）又は社会福祉主事の任用資格を求めている。（特定施設生活介護）
- 役員名簿に、公認会計士の監査役を介護保険上の役員名簿に記載するよう指導を受けた。（福祉用具）

② 事業者に誤った指導を行っている事例

(指導の際に、「人員、設備及び運営基準」の解釈を誤ったまま指導している)

- 就業規則上、介護職員は週 40 時間、看護職員は週 32 時間と定めていたが、看護職員の常勤換算上の計算においては週 40 時間で計算するよう求められた。（特定施設生活介護）
- 特定施設サービス計画（ケアプラン）の様式について、事業者独自の様式を認めないという自治体の担当者が散見される。（特定施設生活介護）
- 施設内で家族に対し食事を提供してはならない。（認知症対応型共同生活介護）
- 管理者は、兼務ができない。（訪問看護）
- 管理者の換算数は 0.5 で計算すること。（訪問看護）
- 利用者数に対し、福祉用具専門相談の職員数が少ない（7 名）との指導があり、人員を増員した。（福祉用具）

③ 自治体間の連携がなされていない事例

(指定権者と保険者とで異なる見解を事業者側に指導している)

- 計画作成担当者の資格要件が自治体により違う。従事者の員数第 90 条 10 項の経験年数の解釈について、都道府県は介護経験 5 年以上とし、市町村は 3 年以上とした。（認知症対応型共同生活介護）

- 保険者より認められていた訪問介護サービスを、都道府県の検査官が不正と判断。下肢筋力の向上や維持・認知症の利用者に対する閉じこもり防止等を目的とした外出支援。(訪問介護)
- ちょっと理解できない点は、13日後の2月12日に県管轄の健康福祉センター監査指導課(このときは通所含む)が実地指導で来所したことです。市の方に指導前に、県も実地指導に入る旨を伝えましたが、横のつながりはないとのことで、別々に実地指導を受ける形になりました。この2箇所が同じ時期というか、時期だけでなく、2箇所来ることの無駄を感じました。
- 制度開始以降、一度も監査がない。(福祉用具)

#### ④ 不適切な言動・指導が行われた事例

- 指導時に、質問しようとする、監査に切り替えると言われた。
- 「早朝加算を算定しようとする場合に、全体のサービス提供時間帯に占める割合がごくわずかな場合・・・の、“ごくわずかな”について、事業者として、どのような割合が適正であるとしているのか回答しなさい。」といった、事業者が答えるべきもので無いことについて回答を求められた。(訪問介護)

一方、事業者の理解不足により、バラツキのある指導だと誤認されている事例(事業者側が、基準とは異なる解釈をし、指導が間違っていると指摘している)

- 【入居者が希望する個別選択サービス】に対応する介護職員の勤務時間数を基準配置から算定除外するのは、現実的に積算が困難である。  
(特定施設生活介護)
- 事業開始時、利用者の数に関わりなく2.5人は必須。(訪問介護)
- あらかじめ届けている販売価格(カタログ記載)と、実際の販売費用の額が一致していないと指導を受けた。(福祉用具)

注：このアンケート結果の事例は、事業者団体からのアンケート結果の抜粋であり、事実関係や前後の状況を確認したものではない。

### (3) アンケート調査結果を踏まえた指導監査の際の留意事項

アンケート調査を踏まえ、指導監査にあたっては、以下の点に留意して実施するようお願いする。

- ・ 指導監査を行う際には、法令等の根拠に基づいた指導を行うよう十分に留意するとともに、当該根拠規定等について事業者の説明を行うなど、指導の趣旨・内容について十分な理解を得るよう努めること。また、サービスの質の確保・向上などを目的とした助言を行う場合には、法令等に係る指導等と区分して行うこと。
- ・ 都道府県と市町村間において監査実施計画等の情報を共有し、両者が同一の事業者指導監査を実施する場合には合同による指導監査を実施するなど、各自治体間の連携を図り、実施すること。
- ・ 指導監査に関する知識及び技術の向上を図り、根拠の無い誤った指導を行わないこと、不適切な言動・指導と誤解されないこと等に十分に注意すること。
- ・ 事業者からの疑義が多い事項や、事業者の誤った解釈により事業運営がされていた事例等については、集団指導等の機会を通じ、事業者に十分に注意喚起を図ること。

## 2 指導指針及び監査指針の理解の徹底等について

### (1) 指導指針及び監査指針の理解の徹底について

平成20年2月27日に開催した全国担当課長会議においてもお願いしたところであるが、介護保険における指導監査については、平成18年4月に施行された改正介護保険法において「指導」と「監査」とが明確に区分され、これを受けて発出した「介護保険施設等の指導監督について」（平成18年10月23日老発1023001号）に規定した「介護保険施設等指導指針」、「介護保険施設等監査指針」において、

- ・ 「指導」においては、介護サービス事業者のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とする。
- ・ 「監査」は、指定基準違反や不正請求等が疑われるとき、その確認及び行政上の措置が必要であると認める場合に、介護保険法第5章の規定に基づき実施する

旨の整理を行ったところである。

しかしながら、この「指導」と「監査」の区分の趣旨について適切な理解がないまま、法に基づかない指導監督を実施している例も見受けられる。

介護サービス事業者に適正な法令遵守を求めるかぎり、介護サービス事業者に対する行政上の関与においても、法令に基づいて実施することは当然なところであることから、あらためて制度改正の趣旨の理解に努めていただくとともに、管内市町村にも再度周知いただくようお願いする。

## (2) 指導指針に規定された実地指導の実施状況について

指導指針の見直し等に関する実施状況については、平成20年2月に「指導指針に規定された実地指導の実施状況について」により報告を求めたところである。今般、その結果をとりまとめたので参考にされたい。

いただいた報告によると、

- ① それぞれの自治体における指導指針について、「介護保険施設等指導指針」の改正内容に基づいた見直しが行われていない自治体が見受けられたところである。

平成20年4月に改正を予定している旨の報告いただいた自治体もあるが、まだ「介護保険施設等指導指針」に基づく指導指針等の見直しを行っていない自治体においては、速やかに指導指針等の策定・改正を行っていただくようお願いする。

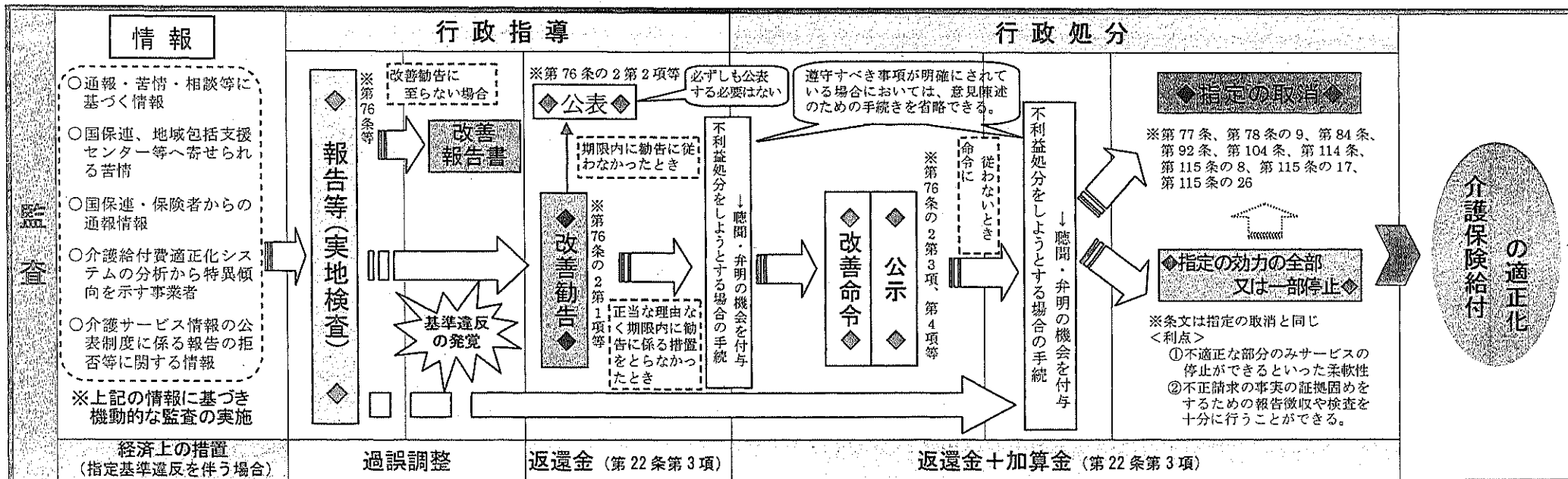
- ② また、多くの自治体で、実地指導の際に「介護保険施設等指導指針」に基づく資料以外に、人員、設備及び運営基準の状況を確認するための事前提出資料の作成を求めていることが見受けられたところである。

改正後の「介護保険施設等指導指針」においては、従来の「主眼事項及び着眼点」に基づき、関係書類を閲覧する旨の規定を削除し、実地指導に関するマニュアルに基づき、関係者から関係書類等を基に説明を求めるよう改めたところである。

実地指導マニュアルにおいては、行動障害のある利用者等のリストの作成、各種加算等自己点検シートによる自己点検及びその内容が確認できる既存書類等の準備を求めているが、それ以外の新たな資料の作成は求めているところであるので、その点を十分にご理解いただき実地指導に当たられたい。

## 指導にあたっての基本的方針

			効果	
指導	<p><b>集団指導</b></p> <p>制度管理の適正化のための指導については、都道府県及び市町村で下記の重点事項を踏まえて指導を実施。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①指定事務の制度説明 →「指定及び指定の更新に係る欠格事由、指定の更新制の説明」</p> <p>②改正介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進 →「監査指導の権限行使の考え方、事業規制、情報の公表制度の仕組み等の説明」</p> <p>③介護報酬請求に係る過誤・不正防止 →「都道府県国保連と連携した介護報酬請求事務の講習」</p> </div>	<p>→</p> <p style="font-size: 2em;">➡</p>	<p>制度の理解</p> <p>不正の防止</p>	<p>➡</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; width: 60px; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">制度管理の 適正化</p> </div>
	<p><b>第23条・第24条に基づく実地指導</b></p> <p>実地指導については、施設サービス、居宅サービス等を行う事業者及び施設に対し、原則、都道府県及び市町村が実施。必要に応じ厚生労働省（本省及び地方厚生局）との合同により実施。</p> <p>○高齢者虐待防止、身体拘束禁止等の観点から、虐待や身体拘束のそれぞれの行為についての理解の促進、防止のための取り組みの促進について指導を行うとともに、高齢者虐待防止等に当たっては、個々の利用者毎の個別ケアプランに基づいたサービス提供を含む一連のプロセスの重要性について、理解を求めめるためのヒアリングを行い、生活支援のためのアセスメントとケアプランの作成等が適切に行われ、個別ケアの推進によって、尊厳のある生活支援の実現に向けたサービスの質の確保・向上が図られるよう運営上の指導を実施する。</p> <p>※著しい運営基準違反が確認された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 生命の危険がある場合 → 監査へ変更（虐待、身体拘束 等）</li> <li>└ 生命の危険がない場合 → 一般行政指導（必要に応じ過誤調整）</li> </ul>	<p>➡</p>	<p>高齢者虐待防止</p> <p>身体拘束禁止</p>	<p>➡</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; width: 60px; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">よりよい ケアの実現</p> </div>
	<p><b>報酬請求指導</b></p> <p>○各種加算等について、報酬基準等に基づき必要な体制が確保されているか、個別ケアプランに基づきサービス提供がされているか、他職種との協働は行われているかなど届け出た加算等に基づいた運営が適切に実施されているかをヒアリングし、請求の不適正な取扱いについては是正を指導する。</p> <p>※報酬請求に不正が確認された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 著しく悪質な請求と認められる場合 → 監査へ変更</li> <li>└ 上記以外の場合 → 一般行政指導（必要に応じ過誤調整）</li> </ul>	<p>➡</p>	<p>不適正な請求 の防止</p>	



## 介護サービス事業者の指導監査にかかる改正点等

### 従前の指導監査(平成12～17年度)

#### 【指導指針 平成12年度以降】

##### ○集団指導

介護サービス事業者を集め、講習方式で制度や報酬請求解釈等について周知

##### ○書面指導

前年の集団指導に参加しなかったサービス事業所等を対象に、「主眼事項及び着眼点」に基づき、基準の遵守状況等について確認

##### ○実地指導

施設サービス事業所は2年、居宅サービス事業所は3年に一度、「主眼事項及び着眼点」に基づき、基準の遵守状況及び運営状況、並びに報酬請求等の確認

#### 【監査指針 平成12年度以降】

##### ○監査

不正請求や実地指導に従わない事業所に対し、監査指針に基づき監査を実施

監査後の行政処分として、「指定取消」を実施

### 平成17年制度改正

#### 【指定の更新制度】

- 指定の更新制の創設
- ・指定の効力に有効期間(6年)を設ける
- 指定の拒否要件の創設

#### 【事後規制の強化】

- ・市町村にも監査権限を付与
- ・立入検査規程を導入
- ・基準違反に対して「改善勧告」「改善命令」を創設
- ・不正請求等に対して「指定の効力の一部又は全部停止」を追加

### 現行の指導監査(改正後)

#### 【指導指針 平成18年度以降】

##### ○集団指導

・集団指導を強化し、指定制度、事後規制の理解の促進  
(書面指導については全面的に廃止)

・指定基準遵守の周知徹底

・介護報酬請求に係る過誤・不正防止

##### ○実地指導

【介護保険施設等実地指導マニュアル 平成19年2月7日通知】

・利用者の処遇及びサービスの質向上のため、身体拘束廃止や虐待の防止等への取組に関する指導強化  
(監査の前置としての実地指導の取り止め)  
(常時実施するよう改正)  
(主眼事項及び着眼点に基づくチェック型の実地指導を廃止しそれに伴う事前資料の作成・提出を不要とした)

・介護報酬の各種加算等について請求の不適正な取り扱いの是正

#### 【監査指針 平成18年度以降】

##### ○監査

・法令等に基づき基準の遵守状況確認の徹底

・市町村への監査権限の付与による、監査体制の強化

・利用者等からの苦情や通報等に基づき立入検査等による機動的な監査を実施

・不正請求や違反事項に応じた、「改善勧告」「改善命令」「指定の効力の一部又は全部停止」「指定取消」(行政処分)の実施を強化

## 指導指針に規定された実地指導の実施状況について

(平成20年2月時点)

### 1. 老発1023001号通知に基づく指導指針の策定・改正状況

◎ 全体では、84.4%の自治体が策定・改正済みである。

○都道府県では、85.1%の自治体が策定・改正済みである。

○指定都市では、82.3% //

○中核市では、85.7% //

※平成20年度中には、ほぼ全ての自治体で策定・改定済みとなる予定

### 2. 事前提出資料の作成状況

指導指針策定・改正済みの自治体のうち、

◎ 76.3%の自治体が事前提出資料の作成を求めている。

○都道府県では、80.0%の自治体が事前提出資料を求めている。

○指定都市では、85.7% //

○中核市では、63.3% //

### 3. 指導要綱等における事前提出資料様式に関する定め

事前提出資料を求めている自治体のうち、事前提出資料に関して、

◎ 31.2%の自治体が要綱等に定めている。

○都道府県では、42.4%の自治体が要綱等に定めている。

○指定都市では、25.0% //

○中核市では、26.3% //

指導指針に規定された実地指導の実施状況総括表

【都道府県】

No	都道府県	老発1023001号通知に基づく指導指針の策定・改正状況		事前提出資料の作成状況		指導要綱等における事前提出資料様式に関する定め	
		既に行っている	行っていない	策定・改正(予定)時期	求めている		求めている
1	北海道	○		平成19年4月		○	
2	青森県	○		平成19年6月		○	
3	岩手県	○		平成18年8月		○	
4	宮城県	○		平成19年8月	○		
5	秋田県	○		平成19年4月		○	
6	山形県	○		平成19年6月		○	
7	福島県	○		平成19年5月		○	
8	茨城県	○		平成19年7月		○	
9	栃木県		○	未定			
10	群馬県	○		平成19年4月		○	
11	埼玉県	○		平成19年5月		○	
12	千葉県	○		平成19年4月		○	
13	東京都	○		平成19年5月		○	
14	神奈川県	○		平成19年4月		○	
15	新潟県	○		平成19年4月		○	
16	富山県	○		平成19年12月		○	
17	石川県		○	平成20年4月			
18	福井県		○	未定			
19	山梨県	○		平成19年4月		○	
20	長野県	○		平成19年3月	○		
21	岐阜県	○		平成19年5月	○		
22	静岡県	○		平成19年7月		○	
23	愛知県	○		平成19年5月		○	
24	三重県	○		平成19年4月		○	
25	滋賀県	○		平成19年3月		○	
26	京都府	○		平成19年5月		○	
27	大阪府	○		平成19年3月		○	
28	兵庫県	○		平成19年10月		○	
29	奈良県	○		平成19年4月		○	
30	和歌山県	○		平成19年4月		○	
31	鳥取県	○		平成19年11月	○		
32	島根県	○		平成19年4月	○		
33	岡山県	○		平成19年4月		○	
34	広島県	○		平成19年6月		○	
35	山口県	○		平成19年4月		○	
36	徳島県	○		平成19年3月		○	
37	香川県		○	未定			
38	愛媛県	○		平成19年4月		○	
39	高知県		○	平成20年4月			
40	福岡県		○	平成20年4月			
41	佐賀県	○		平成19年4月		○	
42	長崎県	○		平成19年4月	○		
43	熊本県	○		平成18年11月	○		
44	大分県		○	平成20年4月			
45	宮崎県	○		平成19年6月		○	
46	鹿児島県	○		平成19年6月		○	
47	沖縄県	○		平成19年5月	○		
合計		40	7		8	32	14
実施率		85.1%	14.9%		20.0%	80.0%	42.4%

注1 「事前提出資料の作成状況」における実施率は、指針の策定・改正を行っていない自治体を除いた数値である。

注2 「指導要綱等における事前提出資料に関する定め」における実施率は、指針の策定・改正の未実施並びに事前提出資料を求めている自治体を除いた数値である。

指導指針に規定された実地指導の実施状況総括表

【指定都市】

No	都道府県	老発1023001号通知に基づく指導指針の策定・改正状況			事前提出資料の作成状況		指導要綱等における事前提出資料様式に関する定め
		既に行っている	行っていない	策定・改正(予定)時期	求めている	求めている	
101	札幌市	○		平成19年4月	○		
102	仙台市	○		平成19年4月		○	
103	さいたま市	○		平成20年2月		○	
104	千葉市	○		平成19年6月		○	○
105	川崎市	○		平成19年3月		○	
106	横浜市	○		平成19年6月		○	
107	新潟市	○		平成19年4月		○	
108	静岡市	○		平成19年8月		○	
109	浜松市	○		平成19年4月	○		
110	名古屋市	○		平成19年6月		○	
111	京都市	○		平成19年6月		○	○
112	大阪市	○		平成19年9月		○	○
113	堺市		○	平成20年3月			
114	神戸市		○	平成20年3月			
115	広島市		○	平成20年4月			
116	北九州市	○		平成19年4月		○	
117	福岡市	○		平成19年4月		○	
合計		14	3		2	12	3
実施率		82.3%	17.6%		14.3%	85.7%	25.0%

注1 「事前提出資料の作成状況」における実施率は、指針の策定・改正を行っていない自治体を除いた数値である。

注2 「指導要綱等における事前提出資料に関する定め」における実施率は、指針の策定・改正の未実施並びに事前提出資料を求めている自治体を除いた数値である。

## 指導指針に規定された実地指導の実施状況総括表

【中核市】

No	都道府県	老発1023001号通知に基づく指導指針の策定・改正状況			事前提出資料の作成状況		指導要綱等における事前提出資料様式に関する定め
		既に行っている	行っていない	策定・改正(予定)時期	求めている	求めている	
201	函館市	○		平成19年7月	○		
202	旭川市	○		平成19年10月	○		
203	青森市	○		平成19年4月		○	
204	秋田市	○		平成19年4月		○	
205	郡山市		○	平成20年3月			
206	いわき市	○		平成19年5月		○	○
207	宇都宮市	○		平成19年4月	○		
208	川越市	○		平成19年8月		○	
209	船橋市	○		平成19年6月		○	○
210	横須賀市	○		平成19年4月	○		
211	相模原市	○		平成19年4月		○	
212	富山市	○		平成19年4月		○	
213	金沢市		○	平成20年度			
214	長野市	○		平成19年5月	○		
215	岐阜市	○		平成19年8月	○		
216	豊橋市	○		平成18年11月		○	○
217	岡崎市	○		平成19年5月	○		
218	豊田市		○	平成20年4月			
219	高槻市	○		平成19年8月		○	
220	東大阪市	○		平成19年6月		○	
221	姫路市	○		平成19年9月		○	
222	奈良市	○		平成19年4月		○	
223	和歌山市	○		平成19年4月		○	
224	岡山市		○	未定			
225	倉敷市	○		平成19年4月		○	
226	福山市	○		平成19年5月	○		
227	下関市	○		平成19年8月		○	○
228	高松市		○	平成20年3月			
229	松山市	○		平成19年12月		○	
230	高知市	○		平成18年9月		○	
231	長崎市	○		平成19年6月	○		
232	熊本市	○		平成19年4月	○		
233	大分市	○		平成19年5月	○		
234	宮崎市	○		平成19年5月		○	○
235	鹿児島市	○		平成19年11月		○	
合計		30	5		11	19	5
実施率		85.7%	14.3%		36.7%	63.3%	26.3%

注1 「事前提出資料の作成状況」における実施率は、指針の策定・改正を行っていない自治体を除いた数値である。

注2 「指導要綱等における事前提出資料に関する定め」における実施率は、指針の策定・改正の未実施並びに事前提出資料を求めている自治体を除いた数値である。

### (3) 介護保険施設等実地指導マニュアルの活用について

また、平成20年2月27日に開催した全国担当課長会議においても、実地指導のための基本的な知識や利用者の生活実態の把握、サービスの質の確認方法等について記した「介護保険施設等実地指導マニュアル」について、未だその理解・周知が不十分なところも見受けられるので、その理解と活用をお願いしたところである。業務の標準化を図る観点から引き続き当該マニュアルの十分な理解・活用を図られたい。

### 3 行政処分の実施及び程度の決定にあたっての基本的考え方について

介護サービス事業者に対する行政処分の実施は、事業者の業務継続や利用者のサービス確保に重大な影響を及ぼすものであることから、行政処分の実施や程度決定にあたっては、適切な事実確認を行った上で、統一された考え方に基づいて実施されることが必要不可欠であり、介護事業運営の適正化に関する有識者会議及び介護保険部会意見においてもこれらを含む自治体の行う指導監督業務の標準化について指摘されているところである。

事後規制の強化については、平成17年の介護保険法改正により、従来から規定されていた指定取消に加え、改善勧告、改善命令、指定の効力の全部又は一部停止が新たに規定され、これらの権限行使を適切に行い、介護保険制度の安定的かつ適正な運営の確保に資することとしたものである。

については、行政上の措置の標準化、法令の適切な適用に資するため、別紙のとおり行政処分の実施や程度決定にあたっての基本的な考え方を示すこととしたので、内容を確認の上、行政処分を実施及び程度の決定を行う際の判断に活用いただくようお願いする。

(別紙)

行政処分等の実施及び程度の決定に当たっての基本的考え方

I 具体的にどのような行政処分を実施するか判断に当たっては、まず、当該行為の重大性・悪質性について、特に以下の点に着眼し、検証を行う。

① 公益侵害の程度

- 利用者に対し著しく不適切な介護サービスを提供し、あるいは多額の不正請求を行うなど、当該違法・不当行為が公益性を著しく侵害しているか。
- 被害を受けた利用者数、個々の利用者が受けた被害ほどの程度深刻か。

② 故意性の有無

- 当該違法・不当行為が故意によるものか、過失によるものか。

③ 反復継続性の有無

- 当該違法・不当行為が反復継続して行われたのか、あるいは一回限りのものであったのか。
- 当該違法・不当行為が行われた期間がどの程度であったのか。

④ 組織性・悪質性の有無

- 当該違法・不当行為が現場の担当者個人の判断で行われたものか、あるいは経営陣や管理者も関わっていたのか。
- 問題を認識した後に隠蔽を図るなど悪質な行為が認められたか。悪質な行為が認められた場合には、当該行為が組織的なものであったか。

II Iの検証結果をもとに、地域におけるサービス提供・基盤整備の状況、事業者の運営管理態勢(※)など、配慮すべき他の要素を総合的に考慮した上で、具体的な処分内容を決定する。

(※) 事業者の運営管理態勢の適切性

- 個々の役職員の法令遵守等に関する知識や取組は十分か。
- 事業者の運営管理態勢は十分か、また適切に機能しているか。職員教育は十分に行われているか。

#### 4 行政処分等を行う場合の留意点について

##### ア 指定の取消処分における情報提供の徹底及び関係自治体の連携の強化

各自治体が行う監査において、指定の取消処分にかかる事案が確認された場合には、介護サービス事業者の地域における事業展開によっては他の指定権者に影響が及ぶことも考えられ、その場合には当該自治体のみの問題にとどまらなくなることから、聴聞等の行政処分にかかる手続きを行う前に、当室あて必ず情報提供をいただくようお願いする。

また、対応に当たり行政処分を実施する自治体にあつては、処分を実施する前に、処分を行おうとする介護サービス事業者の事業展開地域の把握を的確に行い、関係自治体との十分な情報共有や緊密な連携のもとに対応されるようお願いするとともに、各都道府県においては、特に管内市町村に対し、この点の周知をお願いする。

##### イ 集団指導等における行政処分の要因分析の活用

改善勧告、改善命令、指定の効力の全部又は一部停止や指定の取消処分を行った場合には、これに至った要因の分析を各自治体において行い、その結果を、集団指導等を通じて周知するなど不正発生の未然防止に活用するようにされたい。

##### ウ 改善勧告に関する情報提供

改善勧告の内容において報酬返還を求めるなどの不適正な事例が見受けられていることから、当分の間、改善勧告を実施する前に情報提供をお願いするとともに、その結果については、その都度、当室あて情報提供をいただくようお願いする。

## 自己点検シート（標準様式例）（案）について

- 営利法人の介護サービス事業所に対する書面による審査を行う場合の標準的な報告様式として、「自己点検シート（標準様式例）」（以下「標準様式」という。）を提示する。
  - 標準様式については、各事業所における法令遵守状況の確認を行うための人員、設備及び運営基準の各項目に適合しているか否かの状況を記載する方法とする。
  - 今回の標準様式は次の主な9種類のサービス体系を示しているが、各自治体で書面審査を行う場合には、これらの様式を参考に、他の種類のサービスを含めて、営利法人が運営する全種類のサービスに対する自己点検シートを各自治体で作成して実施する。
    - ① 訪問介護
    - ② 訪問入浴
    - ③ 訪問看護
    - ④ 通所介護
    - ⑤ 福祉用具貸与
    - ⑥ 居宅介護支援
    - ⑦ 特定施設入所者生活介護
    - ⑧ 認知症対応型共同生活介護
    - ⑨ 小規模多機能型居宅介護
- ※介護予防サービスの事業所も含む。
- なお、標準様式については、上記のとおり、各自治体において適宜変更しても差し支えないが、各自治体及び監査対象となる事業所に対して、次の点を留意する等して事務軽減を図るように、十分な配慮を願いたい。
  - ・ 自治体が作成する自己点検シートの内容について、標準様式の内容と著しく乖離しないようにすること。

- ・ 自己点検シートの提出にあわせ、添付資料の提出を求める場合については、既存の資料等に対応できるような内容とする。
- ・ 特に、複数の自治体において広域的な事業を行っている事業者については、他の自治体を実施する自己点検シートの内容と齟齬がないようにすること。

○ また、小規模多機能型居宅介護事業所の自己点検シートについては、

- ① 平成18年度に創設され、新しくできたサービスであること。
- ② 「通い」を中心に、「泊まり」や「訪問」といった多様なサービスを、利用者のニーズに応じて適時適切に組み合わせて柔軟に提供するものであること。

から、自治体及び事業所の双方の理解を深められるよう、事業所自らが事業運営に関する留意事項を記載したヒント等も参考にし、記載する方法で作成したものである。

各自治体においては、標準様式も参考に自己点検シートを作成願いたい。

## 自己点検シート(案)

- フェイスシート
- 訪問介護
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 通所介護
- 福祉用具貸与
- 居宅介護支援
- 特定施設入居者生活介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 小規模多機能型居宅介護

# 居宅介護支援

## 自己点検シート（居宅介護支援・介護予防支援）

点検した結果を記載して下さい。

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
<b>I 人員基準</b>					
従業者の員数	常勤の介護支援専門員を1人以上配置していますか。	基準第2条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	常勤（       人）： 非常勤（       人）				
	介護支援専門員の員数は標準数（利用者の数が35又はその端数を増すごとに1名）を満たしていますか。	第2条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
管理者	常勤の介護支援専門員である管理者を配置していますか。	第3条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	管理者が他の職種等を兼務している場合、兼務形態は適切ですか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

（注）事業所にある既存の「利用者実績（前月1月分）」及び「勤務表（前月1月分）」を添付して下さい。なお、勤務表については、次の事項を明記して下さい。①兼務を含めた職種②常勤職員の勤務すべき1週間の勤務時間③常勤・非常勤の別

<b>II 運営基準</b>					
内容及び手続きの説明・同意	指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用申込者又は家族に対し、重要事項（※）について記した文書を交付して説明を行い、提供の開始について同意を得ていますか。  ※ 運営規程の概要、勤務体制、その他事故発生時の対応等、利用者のサービス選択に資すると認められる事項	第4条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。	第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
サービス提供困難時の対応	自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合、適当な他事業者の紹介など必要な措置を速やかに取っていますか。	第6条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
受給資格等の確認	指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の被保険者証の確認を行っていますか。	第7条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
要介護認定の申請に係る援助	利用申込者が要介護認定を受けていない場合、既に要介護認定の申請をしているか確認していますか。	第8条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	利用申込者が要介護認定を申請していない場合、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	要介護認定の更新の申請が、遅くとも有効期間が終了する30日前には行われるよう必要な援助を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
身分を証する書類の携行	介護支援専門員に介護支援専門員証を携行させ、初回訪問時又は利用者等の求めに応じて提示するよう指導していますか。	第9条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
利用料等の受領	利用料のほか、運営規程に定められた交通費（利用者の居宅が通常の実施地域以外の地域の場合）以外の支払いを利用者から受けていませんか。	第10条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	通常の事業の実施地域外でサービスを提供し、それに要した交通費の支払いを利用者から受ける場合は、予め利用者又はその家族に説明し、同意を得ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	サービスの提供に要した費用の支払いを受けた際、領収証を交付していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	上記の領収証には、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
保険給付の請求のための証明書の交付	指定居宅介護支援について利用料の支払いを受けた場合は、指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付していますか。	第11条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
基本取扱方針	自ら提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、改善を図っていますか。	第12条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
具体的取扱方針	指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	第13条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	支給限度額の枠があることのみをもって、特定の時期に偏って継続が困難な、また必要性に乏しい居宅サービスの利用を助長していませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、地域住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置づけるよう努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域におけるサービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者や家族に対して提供していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により利用者が抱える問題点を明らかにし、解決すべき課題を把握していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	解決すべき課題の把握（アセスメント）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者や家族に面接して行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	当該アセスメントの結果について記録するとともに、当該記録を完結の日から2年間保存していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
	アセスメントの結果に基づき、解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	次に掲げる場合においては、やむを得ない理由がある場合を除き、サービス担当者会議を開催していますか。  ①居宅サービス計画を新規に作成した場合 ②要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合 ③要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合 ④居宅サービス計画の変更を行う場合		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容について記録するとともに、当該記録をその完結の日から2年間保存していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	居宅サービス計画の原案に位置づけたサービス等について、保険給付の対象となるか区分した上で、当該利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	居宅サービス計画の作成後、計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	実施状況の把握（モニタリング）は、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行われていますか。  ① 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していますか。  ② 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	介護支援専門員は、適正な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、主治医に意見を求める等し、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、予め、居宅サービス計画の作成等の援助を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
	利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	居宅サービス計画に医療サービスを位置付ける場合、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行なっていますか。また、医療サービス以外のサービスを位置づける場合、医学的観点からの留意事項が示されているときは尊重してこれを行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合、利用日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしていますか。（利用者の心身の状況、本人、家族等の意向に照らし、上記の日数を超えた利用が必要と認められる場合を除く。）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、少なくとも6月に1回サービス担当者会議を開催し、継続した貸与の必要性について検証していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	検証した上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合、その理由を居宅サービス計画に記載していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	被保険者証に、認定審査会意見又は市町村による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には利用者にその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	指定介護予防支援の業務の委託を受ける場合、委託を受ける件数（離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定める基準に該当する地域に住所を有する利用者に係る委託を受けた件数を除く。）は、当該事業所ごとに、所属する介護支援専門員の数に8を乗じて得た数が上限となっていますか。また、その業務量等を勘案し、指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
運営規定	次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めていますか。 <input type="checkbox"/> 事業の目的及び運営の方針 <input type="checkbox"/> 職員の職種、員数及び職務内容 <input type="checkbox"/> 営業日及び営業時間 <input type="checkbox"/> 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額 <input type="checkbox"/> 通常の事業の実施地域 <input type="checkbox"/> その他運営に関する重要事項	第18条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
勤務体制の確保	月ごとの勤務表を作成し、介護支援専門員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしていますか。	第19条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	介護支援専門員の資質向上のために、研修の機会を確保していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	特に、介護支援専門員実務研修修了後、初めて就業した介護支援専門員については、就業後6月～1年の間に都道府県等が行う初任者向けの研修を受講する機会を確保していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
設備及び備品等	事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、必要な設備及び備品等を備えていますか。	第20条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	専用の事務室又は区画については、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースが確保されていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
従業員の健康管理	介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行っていますか。	第21条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
掲示	運営規程の概要や、勤務体制表等を事業所内に掲示していますか。	第22条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
秘密保持等	正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。	第23条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	サービス担当者会議等において利用者若しくはその家族の個人情報を用いる場合の同意を文書により得ていますか。（サービス提供開始時における包括的な同意で可）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
広告	虚偽または誇大な広告をしていませんか。	第24条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等	事業者及び管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていませんか。	第25条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	事業者及び管理者は、介護支援専門員に居宅介護支援費の加算を得るために、解決すべき課題に即さない居宅サービスを居宅サービス計画に位置付けるべき旨の指示を行っていませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	介護支援専門員は、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	介護支援専門員は居宅介護支援費の加算を得るために、解決すべき課題に即さない居宅サービスを居宅サービス計画に位置付けていませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	事業者及び従事者は、利用者に対して特定の居宅サービス事業者によるサービスを利用させることへの対償として当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受していませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
苦情処理	<p>・苦情に対し、迅速かつ適切に対応していますか。</p> <p>苦情件数：月 件程度            苦情相談窓口の設置：有・無            相談窓口担当者：</p>	第26条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	相談窓口の連絡先、苦情処理の体制等を利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	苦情の内容等を記録・保存していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	利用者からの苦情に関して市町村又は国保連が行なう調査に協力するとともに、市町村又は国保連から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
市町村又は国保連からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
事故発生時の対応	<p>事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況や処置について記録していますか。</p> <p>→事件事例の有無：有・無</p>	第27条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行っていますか。</p> <p>→損害賠償保険への加入：有・無</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	事故が生じた際には、再発生を防ぐための対策を講じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
会計の区分	他の事業との会計を区分していますか。	第28条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
記録の整備	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	第29条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、完結の日から2年間保存していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	